附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正後の児童手当法施行規則第一条の四第二項第八号の規定は、平成三十一年六月以後の月分の児童手当法の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求について適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求については、なお従前の例による。

2　この府令の施行の際この府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

規　則

○原子力規制委員会規則第十五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の六第一項第四号及び第四十三条の三の十四の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十二月十四日　原子力規制委員会委員長　更田　豊志

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）　別表第一

二　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）　別表第二

第二条　前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の九第一項の規定による認可（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）を受けた発電用原子炉施設（法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。）に対する第一条の規定による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「新設置許可基準規則」という。）第五十条及び第五十九条の規定並びに第一条の規定による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「新技術基準規則」という。）第六十五条及び第七十四条の規定の適用については、平成三十一年一月一日以後最初に当該発電用原子炉施設に係る法第四十三条の三の十五の検査を終了した日までの間（以下「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一　経過措置期間中に行われる次に掲げる許可、認可及び検査

イ　法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（新設置許可基準規則第五十条及び第五十九条の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

ロ　法第四十三条の三の九第一項及び第二項の規定による認可（新技術基準規則第六十五条及び第七十四条の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

ハ　法第四十三条の三の十一第一項の検査（ロの認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。）

二　前号ハの検査に合格した発電用原子炉施設

別表第一　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備）	（原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備）
第五十条　発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するため、原子炉格納容器バウンダリを維持しながら原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備を設けなければならない。	**第五十条**　発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために必要な設備を設けなければならない。
2　発電用原子炉施設（原子炉格納容器の構造上、炉心の著しい損傷が発生した場合において短時間のうちに原子炉格納容器の過圧による破損が発生するおそれがあるものに限る。）には、前項の設備に加えて、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすために必要な設備を設けなければならない。	［項を加える。］
3　前項の設備は、共通要因によって第一項の設備の過圧破損防止機能（炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の過圧による破損を防止するために必要な機能をいう。）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものでなければならない。	［項を加える。］
（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）	（原子炉制御室）
第五十九条　発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を構成す	**第五十九条**　第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまる